



近八開 29 第 010424-1 号

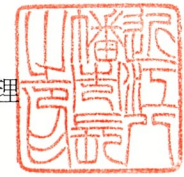
近江八幡市鷹飼町北三丁目7番地11

株式会社 A l k u
代表取締役 大黒 厚

令和4年8月26日 付けで申請のあった開発行為変更許可申請は、都市計画法第35条の2第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 4年(2022年) 9月26日

近江八幡市長 小 西 理



記

1. 開発区域の名称

近江八幡市安土町下豊浦字十六8713番1

2. 開発区域の面積

9,388.49 m²

(外 7 筆)

3. 予定建築物の用途

商業用地(1区画)及び分譲宅地(13区画)

4. 許可条件

開発許可 近八開29第 010424号と同じ

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求を行うことができます。ただし、通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求を行うことができなくなります。

また、前記の審査請求を行わずに、行政事件訴訟法の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、近江八幡市を被告（近江八幡市長を被告の代表者）として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、行政不服審査法の規定に基づき審査請求を行った場合には、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請のみをすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。